

たばこ税等及び酒税の加算税の取扱いについて（事務運営指針）新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改正後	改正前
<p>たばこ税等（たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、航空機燃料税、石油ガス税、石油石炭税、印紙税（印紙税法（昭和42年法律第23号）第11条及び第12条の規定の適用を受ける印紙税をいう。以下同じ。）、<u>電源開発促進税及び国際観光旅客税</u>をいう。以下同じ。）及び酒税に係る国税通則法（昭和37年法律第66号。以下「通則法」という。）第65条《過少申告加算税》、第66条《無申告加算税》、第67条《不納付加算税》及び第68条《重加算税》の規定の適用に関し留意すべき事項等を下記のとおり定めたから、今後処理するものからこれにより取り扱われたい。</p> <p>第1 共通 （加算税の計算の基礎となる税額の取扱い）</p> <p>1 たばこ税等及び酒税に係る加算税の計算の基礎となる税額（通則法第118条第3項《附帯税の課税標準の端数計算》に規定する計算の基礎となる税額をいう。以下同じ。）は、法定申告期限（通則法第2条第7号《定義》に規定する法定申告期限をいう。以下同じ。）の異なるごとの税額によるのであるから留意する。</p> <p>（注）<u>1</u> たばこ税及びたばこ特別税並びに揮発油税及び地方揮発油税に係る加算税の計算の基礎となる税額は、それぞれこれらの税の額の合算額となる。</p> <p><u>2</u> <u>国際観光旅客税に係る加算税の計算の基礎となる税額は、法定納期限（通則法第2条第8号に規定する法定納期限をいう。以下同じ。）の異なるごとの税額による。</u></p>	<p>たばこ税等（たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、航空機燃料税、石油ガス税、石油石炭税、印紙税（印紙税法（昭和42年法律第23号）第11条及び第12条の規定の適用を受ける印紙税をいう。以下同じ。）<u>及び電源開発促進税</u>をいう。以下同じ。）及び酒税に係る国税通則法（昭和37年法律第66号。以下「通則法」という。）第65条《過少申告加算税》、第66条《無申告加算税》<u>並びに第68条第1項、第2項及び第4項《重加算税》</u>の規定の適用に関し留意すべき事項等を下記のとおり定めたから、今後処理するものからこれにより取り扱われたい。</p> <p>第1 共通 （加算税の計算の基礎となる税額の取扱い）</p> <p>1 たばこ税等及び酒税に係る加算税の計算の基礎となる税額（通則法第118条第3項《附帯税の課税標準の端数計算》に規定する計算の基礎となる税額をいう。以下同じ。）は、法定申告期限（通則法第2条第7号《定義》に規定する法定申告期限をいう。以下同じ。）の異なるごとの税額によるのであるから留意する。</p> <p>（注） たばこ税及びたばこ特別税並びに揮発油税及び地方揮発油税に係る加算税の計算の基礎となる税額は、それぞれこれらの税の額の合算額となる。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(少額不徴収に該当するかどうかの判定)</p> <p>2 通則法第119条第4項《附帯税の確定金額の端数計算》の規定により加算税の確定金額が5,000円未満であるときは、その全額を切り捨てることとなるが、この場合、加算税の確定金額が5,000円未満であるかどうかの判定は、<u>法定申告期限（国際観光旅客税に係る加算税にあつては法定納期限）</u>の異なるごとに行うのであるから留意する。</p> <p>第4 不納付加算税の取扱い</p> <p><u>(法定納期限までに納付しなかったことについて正当な理由があると認められる場合)</u></p> <p>1 <u>通則法第67条の規定の適用に当たり、例えば、国際観光旅客税を徴収して国に納付しなければならない者（以下「特別徴収義務者」という。）の責めに帰すべき事由のない次のような場合は、同条第1項ただし書きに規定する正当な理由があると認められる場合として取り扱う。</u></p> <p>(1) <u>税法の解釈に関し、特別徴収義務者が使用する国際船舶等（国際観光旅客税法（平成30年法律第16号）第2条第1項第2号《定義》に規定する国際船舶等をいう。）に、国際観光旅客等（同項第3号に規定する国際観光旅客等をいう。以下同じ。）が本邦からの出国のため乗船し、又は搭乗した後、新たに法令解釈が明確化されたため、その法令解釈と特別徴収義務者の解釈とが異なることとなった場合において、その特別徴収義務者の解釈について相当の理由があると認められるとき。</u></p> <p><u>(注) 税法の不知若しくは誤解又は事実誤認に基づくものはこれに当たらない。</u></p> <p>(2) <u>災害、交通・通信の途絶その他法定納期限内に納付しなかったことにつ</u></p>	<p>(少額不徴収に該当するかどうかの判定)</p> <p>2 通則法第119条第4項《附帯税の確定金額の端数計算》の規定により加算税の確定金額が5,000円未満であるときは、その全額を切り捨てることとなるが、この場合、加算税の確定金額が5,000円未満であるかどうかの判定は、<u>法定申告期限</u>の異なるごとに行うのであるから留意する。</p> <p><u>(新 設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>いて真にやむを得ない事由があると認められるとき。</u></p> <p><u>(納税の告知があるべきことを予知してされたものである場合)</u></p> <p><u>2 通則法第67条第2項《告知があるべきことを予知してされたものでない場合》の規定を適用する場合において、特別徴収義務者に対する臨場調査、特別徴収義務者の取引先に対する反面調査等、当該特別徴収義務者が調査のあったことを了知したと認められる後に自主納付された場合の当該自主納付は、原則として、同項に規定する「告知があるべきことを予知してされたもの」に該当する。</u></p> <p><u>(注) 次に掲げる場合は、原則として「告知があるべきことを予知してされたもの」には該当しない。</u></p> <p><u>1 臨場のための日時連絡を行った段階で自主納付された場合</u></p> <p><u>2 納付確認(臨場によるものを除く。)を行った結果、自主納付された場合</u></p> <p>第5 重加算税の取扱い (隠蔽又は仮装に該当する場合)</p> <p>1 通則法第68条第1項又は第2項に規定する「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し」又は同条第3項に規定する「事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し」とは、例えば、次に掲げるような事実(以下「不正事実」という。)がある場合をいう。</p> <p><u>なお、国際観光旅客税に関する不正事実は、特別徴収義務者に係るものに限られるのであるから、例えば、国際観光旅客税を徴収される者である国際観光旅客等に係る不正の事実で、特別徴収義務者が直接関与していないものは、不正事実に該当しないことに留意する。</u></p>	<p>第4 重加算税の取扱い (隠蔽又は仮装に該当する場合)</p> <p>1 通則法第68条第1項又は第2項に規定する「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し」とは、例えば、次に掲げるような事実(以下「不正事実」という。)がある場合をいう。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 帳簿（たばこ税法（昭和59年法律第72号）第25条《記帳義務》、揮発油税法（昭和32年法律第55号）第24条《記帳義務》、航空機燃料税法（昭和47年法律第7号）第17条《記帳義務》、石油ガス税法（昭和40年法律第156号）第24条《記帳義務》、石油石炭税法（昭和53年法律第25号）第21条《記帳義務》、印紙税法第18条第1項《記帳義務》、電源開発促進税法（昭和49年法律第79号）第10条《記帳義務》、<u>国際観光旅客税法第21条《記帳義務》</u>又は酒税法（昭和28年法律第6号）第46条《記帳義務》に規定する帳簿をいう。以下同じ。）を破棄又は隠匿していること。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) 次の事実を記載した納品書、請求書、証明書、契約書その他の書類（以下「書類」という。）を、破棄又は隠匿していること。 イ～ト （省略） チ <u>国際旅客運送事業（国際観光旅客税法第2条第1項第4号に規定する国際旅客運送事業をいう。）に係る国際観光旅客等の本邦からの出国に関する事実</u></p> <p>リ 酒類（酒税法第2条第1項《定義》に規定する酒類をいう。）又は酒母（同法第3条第24号に規定する酒母をいう。）若しくはもろみ（同条第25号に規定するもろみをいう。）の製造、貯蔵又は販売（販売の代理又は媒介を含む。）に関する事実</p> <p>(4) 帳簿又は書類の改ざん（偽造及び変造を含む。）、帳簿又は書類への虚偽記載、相手方との通謀による虚偽の書類の作成、帳簿又は書類の意図的な集計違算その他の方法により<u>課税標準数量（国際観光旅客税にあっては国際観光旅客税が課される者の数。5)において同じ。）</u>の圧縮又は控除税額の水増し等を行っていること。</p> <p>(5) （省略）</p>	<p>(1) 帳簿（たばこ税法（昭和59年法律第72号）第25条《記帳義務》、揮発油税法（昭和32年法律第55号）第24条《記帳義務》、航空機燃料税法（昭和47年法律第7号）第17条《記帳義務》、石油ガス税法（昭和40年法律第156号）第24条《記帳義務》、石油石炭税法（昭和53年法律第25号）第21条《記帳義務》、印紙税法第18条第1項《記帳義務》、電源開発促進税法（昭和49年法律第79号）第10条《記帳義務》<u>又は酒税法（昭和28年法律第6号）第46条《記帳義務》</u>に規定する帳簿をいう。以下同じ。）を破棄又は隠匿していること。</p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) 次の事実を記載した納品書、請求書、証明書、契約書その他の書類（以下「書類」という。）を、破棄又は隠匿していること。 イ～ト （同左）</p> <p>チ 酒類（酒税法第2条第1項《定義》に規定する酒類をいう。）又は酒母（同法第3条第24号に規定する酒母をいう。）若しくはもろみ（同条第25号に規定するもろみをいう。）の製造、貯蔵又は販売（販売の代理又は媒介を含む。）に関する事実</p> <p>(4) 帳簿又は書類の改ざん（偽造及び変造を含む。）、帳簿又は書類への虚偽記載、相手方との通謀による虚偽の書類の作成、帳簿又は書類の意図的な集計違算その他の方法により<u>課税標準数量</u>の圧縮又は控除税額の水増し等を行っていること。</p> <p>(5) （同左）</p>

改正後	改正前
<p>(重加算税対象税額の計算)</p> <p>2 重加算税の計算の基礎となる税額は、<u>通則法第68条第1項及び第2項並びに国税通則法施行令（昭和37年政令第135号。以下「通則令」という。）第28条《重加算税を課さない部分の税額の計算》第1項及び第2項の規定により、その基因となった更正、決定、修正申告又は期限後申告（以下「更正等」という。）があった後の税額から隠蔽又は仮装をされていない事実だけに基づいて計算した税額を控除して計算するのであるが、この場合、その隠蔽又は仮装をされていない事実だけに基づいて計算した税額の基礎となる課税標準数量又は税額控除対象数量（以下「課税標準数量等」という。）は、その更正等のあった後の課税標準数量等から不正事実に基づく課税標準数量等を控除した金額を基に計算する。</u></p> <p><u>(注) 国際観光旅客税に係る重加算税の計算の基礎となる税額は、通則法第68条第3項及び通則令第28条第3項の規定により、納税の告知に係る税額又は法定納期限後に当該告知を受けることなく納付された税額から隠蔽又は仮装をされていない事実だけに基づいて計算した税額を控除して計算する。</u></p> <p>(重加算税について少額不徴収に該当する場合の過少対象税額等の計算)</p> <p>3 通則法第119条第4項の規定に基づき重加算税の全額が切り捨てられる場合には、その切り捨てられることとなった重加算税の計算の基礎となったたばこ税等及び酒税の税額(通則法第118条第3項の規定を適用する前の税額をいう。)は、過少申告加算税及び無申告加算税の計算の基礎となる通則法第65条第1項及び第66条第1項に規定する納付すべき税額又は不納付加算税の計算の基礎となる同法第67条第1項に規定する納税の告知に係る税額若しくは</p>	<p>(重加算税対象税額の計算)</p> <p>2 重加算税の計算の基礎となる税額は、<u>通則法第68条及び国税通則法施行令（昭和37年政令第135号）第28条《重加算税を課さない部分の税額の計算》の規定により、その基因となった更正、決定、修正申告又は期限後申告（以下「更正等」という。）があった後の税額から隠蔽又は仮装をされていない事実だけに基づいて計算した税額を控除して計算するのであるが、この場合、その隠蔽又は仮装をされていない事実だけに基づいて計算した税額の基礎となる課税標準数量又は税額控除対象数量（以下「課税標準数量等」という。）は、その更正等のあった後の課税標準数量等から不正事実に基づく課税標準数量等を控除した金額を基に計算する。</u></p> <p>(重加算税について少額不徴収に該当する場合の過少対象税額の計算)</p> <p>3 通則法第119条第4項の規定に基づき重加算税の全額が切り捨てられる場合には、その切り捨てられることとなった重加算税の計算の基礎となったたばこ税等及び酒税の額（通則法第118条第3項の規定を適用する前の額をいう。）は、過少申告加算税及び無申告加算税の計算の基礎となる通則法第65条第1項及び第66条第1項に規定する納付すべき税額に含まれないのであるから留意する。</p>

改正後	改正前
<u>法定納期限後に当該告知を受けることなく納付された税額に含まれないのであるから留意する。</u>	